（様式２）

最終更新日：令和8年9月15日

公益社団法人日本エアロビック連盟　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　審査書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(1)主な事業の目標や実行計画などを示した「中長期基本計画概要」を策定し、方策の実施状況、目標の達成状況等を把握・分析し、修正・改善を加えて毎年更新している。競技力向上のみならず、広くスポーツの普及や価値を高めるために健康スポーツ、教育スポーツの普及を明確にしている。 本年度以降については、国内競技会の再構築と健康スポーツ事業の拡大、財務計画や組織運営に関する中期計画(骨子)として5か年計画を策定している。 (2)上記は策定にとどまり公開に至らなかったため、公開を含めた対応を早ければ令和8年度中、遅くとも令和9年度中には実施する。 (3)計画の策定に当たっては、役職員や専門委員会から幅広く意見を諮って計画に反映している。常勤役職員（部課長）は週に1回定例会議を設け、各委員会の主要メンバーとは不定期に打合せを行い、証憑1の「中期5か年計画」に加筆修正する形で進めてきた。該当資料にその都度手を加えていたため、添付資料は完成版の1.「中期5か年計画」となる(今後は、開催の都度、議事録を作成するよう社内で共有する）。	1.中期5か年計画(2026年～2030年) 2.日本エアロビック連盟の今後の活動について 3.令和8年度の活動方針 4.日本エアロビック連盟事業概要 5.令和7年度第2回理事会議事録
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(1)組織基盤の強化を図るため財務計画及び人材育成計画を策定している。人材育成については、定期的に人事評価制度の見直しを行っている。また、少人数の団体のため、業務が俗人的にならないよう努めている。職員の健康と生活を守るため、ワークライフバランスの充実に努め、職員が健やかに働ける環境を整えている。 (2)次回(2027～2030年)の中期計画ではさらに内容を精査し、新たな財務計画及び人材育成計画にて2027年3月理事会での承認・公表を目指す。 (3)人材採用計画では、役職員や専門委員会から幅広く意見を募って、外部のマンパワーを活用するほか、大会運営においてはスポーツボランティアの活用や必要に応じてアウトソーシングに努めている。IFの国際体操連盟（ワールド･ジムナスティックス）とは、日本体操協会と連携して国際大会等の情報共有や事務的対応に努めている。 上記は策定にとどまり公開に至らなかったため、公開を含めた対応を早ければ令和8年度中、遅くとも令和9年度までには実施する。	6.財務計画・人材育成計画

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	(1)毎年3月までに会計年度、事業別に実施目的や達成目標など、財務の健全性確保に関する計画を策定している。各計画に基づく方策の実施状況や目標の達成状況等について、定期的に把握・分析し、目標等の修正、方策の改善を常に行っている。本年度以降については、財務計画と組織運営に関する中期計画(骨子)として5か年計画を策定している。 (2)次回(2027～2030年)の中期計画ではさらに内容を精査し、新たな財務計画及び人材育成計画にて2027年3月理事会での承認・公表を目指す。 (3)役職員や外部専門家から幅広く意見を募って計画を策定している。 上記は策定にとどまり公開に至らなかったため、公開を含めた対応を早ければ令和8年度中、遅くとも令和9年度中には実施する。	1.中期5か年計画(2026年～2030年) 5.令和7年度第2回理事会議事録 6.財務計画・人材育成計画
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1)令和6年6月に「役員選任規程」を策定し、外部理事は25%以上となるよう規定している。 ※令和8年6月現在、外部理事の割合は40%（6名、うち女性2名） (2)令和6年6月に「役員選任規程」を策定し、女性理事は40%以上となるよう規定している。 ※令和8年6月現在、女性理事の割合は40%（6名） (3)外部理事を含む理事の選考に当たっては、知識・経験・能力を考慮した各理事の役割を選考理由として明示しており、ウェブサイトにて公表している。 （参考URL）https://www.aerobic.or.jp/about/ (4)各種専門委員会を設置して、外部理事を含む理事の候補となり得る将来の運営の担い手を計画的に育成している。	7.役員選任規程 8.役員の所管事項(選任理由) 9.役員名簿 2025～2027 10.役員候補選考委員会規程
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	(1)当連盟は会員制度を採用しており、評議員会は設置していないためこの項目は該当しない。 ※令和8年6月現在、正会員の女性会員の割合は70%（女性：31名、男性13名）	11.正会員名簿（参考資料）

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1)令和4年にアスリート委員会を設置し、以降は定期的に会議を開催している。 (2)アスリート委員会の構成員は、性別や年齢等のバランスに留意するとともに、委員会で取り扱う事項等を踏まえて適切な人選を行っている。 (3)各種専門委員会及びアスリート委員会等の議論や意見が理事会や組織運営に反映できるよう、各委員会には事務職職員が担当者として付き、事業計画の時点から委員会活動に関わっている。事業内容に理事会等へ報告する内容がある場合には、担当者より連盟本部でその内容を共有・検討し、理事会および組織運営に反映させるものか否か判断をしている。	12.アスリート委員会規程 13.専門委員会名簿 2025～2027 14.2025年アスリート委員会事業計画表 15.令和4年度アスリート委員会議事録 16.令和5年度アスリート委員会議事録 17.令和6年度アスリート委員会議事録 1 18.令和6年度アスリート委員会議事録 2 19.令和7年度アスリート委員会議事録 20.令和8年度アスリート委員会議事録
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	(1)定款では理事を10名以上20名以内と定めている。 外部理事、女性理事、専門委員会、地域組織等からそれぞれ理事を選任しており、現在の理事会構成数は、適正な規模と考えている。 また、実効性の確保を図るため、幅広い年齢層・様々な分野から、それぞれ知識・経験・能力を備えた有識者を理事として選任するよう努めている。	9.役員名簿 2025～2027 21.定款
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(1)当連盟では理事の新陳代謝を図る仕組みとして、選任時において年齢が70歳未満でなければならないと「定款」「役員規程」等に定めている。 (2)各種専門委員会等を設置して、理事候補となる組織運営の担い手となる人材を育成している。	13.専門委員会名簿2025～2027 21.定款 22.役員規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	(1)令和6年6月に「役員選任規程」を策定し、理事の在任期間を10年とする制限等を設けている。 (2)同規定において、退任理事が再任されるまでに必要な経過期間は、2期4年以上と定めている。現理事のうち、2名が再任制限に抵触するが、当連盟は組織を継続するための極めて重要な時期を迎えている（主な要因は協賛金の減額：この一年間で3千万円以上）。このため、任期が10年を超える理事2名においては、組織運営のみならず、協賛社との関係性、または中期計画の策定にも不可欠であるため、令和9年度6月の総会時まで再任されている。 (3)今後も、理事の候補となり得る人材を各種委員会に配置し、将来の運営の担い手を計画的に育成していく。 【例外措置】 ・令和7年の役員改選においては、在任期間が10年を超えた代表理事及び業務執行理事について、継続して務めることが不可欠であるとの評価に基づき、役員候補選考委員会で審議の上、令和7年6月の会員総会で承認された。 ・令和9年の役員改選については、在任期間が10年を超えた代表理事及び業務執行理事に加え、当該期に10年に達する理事も含めて、役員候補選考委員会より推薦を受けた後任理事候補者に対し、理事会を経たうえで会員総会にて承認を諮る。	7.役員選任規程 9.役員名簿 2025～2027 10.役員候補選考委員会規程 23.役員の現況一覧 24.令和7年役員候補者選考委員会議事録 25.次期役員候補者選考に関わる事務局報告と提案(要旨) 26.令和7年度定時総会議事録
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1)役員候補選考委員会を設置し、理事会から独立した諮問機関としている。 (2)役員候補選考委員会規程を策定し、構成員の過半数を外部の有識者(学識経験者)とすることを定めている。 (3)現在、役員候補選考委員会の構成員に現職の理事は含まれていない。 (4)次期改選に向けて、役員候補者選考委員会の構成員は役員候補者選考の対象にされない、あるいは、想定される者については構成員としない、当該委員は自らを役員候補者として決定する議決には参加しないなどを規程にて定めることを検討する。	10.役員候補選考委員会規程 13.専門委員会名簿
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	(1)倫理コンプライアンス規定をはじめ、法令を遵守する旨を含む各種規程を整備している。	27.社則 28.倫理・コンプライアンス規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	(1)定款をはじめ、法人の運営に関して必要となる各種規程を整備している。	21.定款 28.倫理・コンプライアンス規程 29.加盟規程 30.会費規程 31.個人賛助会員規程 32.法人賛助会員規程 33.事務局規程 34.事務取扱規程 35.会計処理規程
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	(1)事務局規程をはじめ、法人の業務に関する各種規程を整備している。	28.倫理・コンプライアンス規程 33.事務局規程 36.個人情報保護方針 37.プライバシーポリシー 38.特定個人情報保護規程 39.法定事務処理規程 40.「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」設置規程
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	(1)役員規程をはじめ、法人の役職員の報酬等に関する各種規程を整備している。	22.役員規程 27.社則 41.役員の退任及び定年に関する細則 42.役員退職慰労金の功績加算の取り扱いに関する細則
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	(1)定款をはじめ、法人の財産に関する各種規程を整備している。	21.定款 35.会計処理規程 43.資金運用規程 44.特定費用準備資金及び資産取得資金の取扱規程
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	(1)加盟規程の他、財政的基盤を整えるための各種規程を整備している。また、一部協賛企業からの協賛金受入に関する規程を整備している。	29.加盟規程 30.会費規程 31.個人賛助会員規程 32.法人賛助会員規程 45.指導者認定制度 46.エアロビック指導者登録規程 47.スズキ株式会社からの協賛金受入に関する内規

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	(1)代表選手の選考に関する派遣規程を策定している他、「国際大会の派遣基準」を毎年定め、国際大会派遣選考会議を開催して公平かつ合理的な過程で実施している。 (2)選手の権利保護として、選手の権利、選手登録、肖像権等を定めた「選手登録規程」を策定している。 (3)選手選考に関する規程等の作成は、関係委員会及び外部専門家から幅広く意見を募って策定している。	48.国際大会及び海外合宿等への派遣規程 49.2026年国際大会の派遣基準 50.2027年国際大会の派遣基準 51.選手登録規程
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	(1)審判員の公平かつ合理的な選考に関する規定を策定している。 国内大会の審判員は、地域間のバランスや男女比なども考慮して審判委員会が公平にノミネートしている。また、国際大会審判員は、国際体操連盟の規約により大会当日抽選で決定している。	52.認定審判員規程 53.審判員の心構え 54.2026年度主催競技会における審判ノミネート/審判活動/大会支援活動に関する実施要項
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	(1)組織運営においては、理事に弁護士を選任して必要な規程の整備や法人運営に関する指導・助言を受ける体制を整えている。 税務会計面では、税務会計事務所と契約して定期的に法律、税務、会計等の専門的な助言を受けるとともに、日常的にも相談、サポートを受けることができる体制を整えている。 (2)役職員は、必要に応じて外部研修などを受講して、業務遂行上、日常的な問題解決、調査等の必要性について知識を有している。	8.役員の所管事項(選任理由) 9.役員名簿 2025～2027 13.専門委員会委員名簿
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	(1)コンプライアンス委員会を設置しており、年1回委員会を開催することを定めている。また必要があると判断される場合は速やかに委員会を開催できる体制を整えている。 (2)「倫理・コンプライアンス規程」に定めるコンプライアンス委員会を有効に機能させるため、コンプライアンス強化に係る活動内容や計画の策定、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実施している。 (3)コンプライアンス委員会の構成員3名のうち、女性1名を配置している。 (4)外部理事の弁護士を配することで、理事会への報告、助言・提言を行っている。	13.専門委員会委員名簿 28.倫理・コンプライアンス規程 55.令和4年度コンプライアンス委員会議事録 56.令和5年度コンプライアンス委員会議事録 57.令和6年度コンプライアンス委員会議事録 58.令和7年度コンプライアンス委員会議事録
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	(1)コンプライアンス委員会の委員は、会計処理の専門家、コンプライアンス活動に関っている有識者の他、弁護士1名を配置している。 (2)外部理事のうち、専門的な知見を有する弁護士を業務担当理事として、コンプライアンス委員会に配置している。	13.専門委員会委員名簿

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1)日本スポーツ仲裁機構（JSAA）のメンター派遣事業によるコンプライアンス研修の他、役職員や地方組織の代表者を対象としたコンプライアンス教育のためのオンライン研修会等を定期的に開催している。 (2)都道府県連盟や登録クラブに対しても、広報誌にコンプライアンス委員会による啓発記事を掲載する他、「コンプライアンス委員会メールマガジン」を発信している。 (3)都道府県連盟を対象に、一般スポーツ団体ガバナンスコードについての研修を行っている。 (4)コンプライアンス教育を外部には依頼していない。担当職員をはじめ、コンプライアンス委員で年度計画を立て、動画およびメールマガジン、会員誌等を通じて周知を行っている。これらの内容は役職員のみならず都道府県連、コーチ、選手等にも共有している。ただし、これまで参加状況の把握はしておらず、資料提出ができないため、今後は参加状況の把握に努める。 ・令和8年度の適合性審査（ヒアリング調査）後、7月31日に常勤役員3名、職員8名に対し、「利益相反」についての説明会を行った。 ・9月29日（あるいは10月6日）に、常勤役員および職員を対象に「パワーハラスメント」研修を実施する。 ・毎年3月末に開催している「都道府県連盟事務局ミーティング」について、令和8年度はNF役職員も参加対象とし、ガバナンスコードに関する説明を行う。	59.スポーツ団体におけるハラスメントの防止に向けて（研修動画） 60.広報誌「スマイル」108号（アンチ・ドーピング、相談窓口の活用） 61.広報誌「スマイル」110号（カスハラへの基本方針） 62.広報誌「スマイル」112号（音楽著作権） 63.コンプライアンス委員会メールマガジン第３号（インターネット上の違法･有害情報） 64.利益相反ポリシー 65.ハラスメント研修_パワーハラスメント 66.都道府県連盟ガバナンスコードの対応について
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1)本連盟の中央研修会「JAF National Camp」、選手強化委員会が主催する選手・指導者向けの講習会、強化合宿での研修等においてコンプライアンス教育を定期的に実施している。 ・毎年9月～11月の全国大会期に、選手、コーチを中心にアンチ・ドーピングやコンプライアンス、メディアリテラシー等の研修を実施している。 ・日本アンチ･ドーピング機構(JADA)との協調・連携により、全国大会出場選手や日本代表選手及びそのコーチに対して、Eラーニングによる事前学習や、オンライン講習視聴等を義務付けている。 ・メディアリテラシー研修は、強化選手を対象に合宿時の研修等を通じて参加者全員に対する教育を行っている。 ・日本スポーツ振興センター（JSC）のオンライン研修、オンデマンド動画等を紹介している。 ・広報誌や大会プログラム等にアンチ･ドーピングを告知し、年間を通じて啓発活動を行っている。 ・ウェブサイト等を使い、オンデマンド配信によるアンチ・ドーピングやコンプライアンスの研修が年間を通じて実施できるよう計画を進めている。 ・医科学委員会を設置し、その成果をアンチ・ドーピング研修に反映するようにしている。 (2)都道府県連盟や登録クラブに向けても、広報誌にコンプライアンス委員会や医科学委員会による啓発記事を掲載する他、「コンプライアンス委員会メールマガジン」にて情報を発信している。	60.広報誌「スマイル」108号（アンチ・ドーピング、相談窓口の活用） 67.アンチ・ドーピングWEBツール「リアルチャンピオンクイズ」受講について 68.メディアリテラシーセミナー資料（強化合宿） 69.スズキジャパンカップ2025プログラム（アンチ・ドーピング理念広告） 70.スズキワールドカップ2026プログラム（アンチ・ドーピング理念広告） 71.コンプライアンス委員会メールマガジン 第4号（スポハラ防止動画）

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1)審判員を対象に、コンプライアンスに関わる動画の情報提供を適宜実施するとともに、広報誌にコンプライアンス委員会による啓発記事を掲載する他、「コンプライアンス委員会メールマガジン」にて情報を発信している。 (2)本連盟の中央研修会「JAF National Camp」や講習会の他に、審判委員会が主催する審判員向けの勉強会を定期的に実施しているが、コンプライアンス教育は実施してこなかった。 (3)令和8年10月31日（あるいは令和9年1月9日）開催の「審判勉強会」において、下記の内容を基にしたコンプライアンス教育を実施する。 ・JAF認定審判員_コンプライアンス・行動規範 (4)令和8年12月下旬に公開する「JAF National Camp 2027」において、認定審判員資格更新者を対象に下記の内容を基にしたコンプライアンス教育を実施する。 ・ハラスメント研修_ハラスメントのないスポーツ社会へ (4)今後も、スポハラ防止やアンチ・ドーピング、メディアリテラシー、音楽著作権問題等のコンプライアンス関連事項について取り上げ、コンプライアンス教育としての講義などを充実させていく。	71.コンプライアンス委員会メールマガジン 第4号（スポハラ防止動画） 72.JAF認定審判員_コンプライアンス・行動規範 73.ハラスメント研修_ハラスメントのないスポーツ社会へ 74.（参考資料）JAF National Camp 2025_チラシ 75.（参考資料）JAF National Camp 2026_チラシ 76.（参考資料）JAF 審判勉強会_資料 20260711
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	(1)税務会計事務所と契約し、定期的に税務、会計等の専門的な助言を日常的に受ける体制を整えている。 (2)理事に弁護士を配置し、組織運営に必要な規程の整備や法人運営に関する指導・助言を日常的に受ける体制を整えている。	9.役員名簿 2025～2027
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1)税務会計事務所と契約し、財務・経理の処理に関する規程を整備し、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 (2)一般社団・財団法人法、公益法人認定法に基づき、適性のある監事を設置している。 (3)各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査を実施し、組織の適正に係る監査報告書を作成し、公表している。	8.役員名簿 2025～2027 25.次期役員候補者選考に関わる事務局報告と提案(要旨) 35.会計処理規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(1)日本スポーツ振興くじ及び振興基金助成金については、日本スポーツ振興センターの「会計処理の手引き」に則り適切な処理を行っている。他の助成金についても、年間事業計画や遵守すべき法令、ガイドライン等に基づき、適切な処理、運用に努めている。	77.広報誌「スマイル」113号（助成金決定報告） 78.スポーツ振興事業助成＜会計処理の手引(令和8年用)＞ 79.令和8年度スポーツ振興くじ助成金交付決定通知書
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1)一般社団・財団法人法、公益法人認定法に基づき、財務情報等について誰でも閲覧できるよう事務局に備え置いている。 (2)この情報は、当連盟のウェブサイトにおいて公表している。 （参考URL） https://www.aerobic.or.jp/about/	
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1)「国際大会及び海外合宿への派遣規程」の他、国際大会の選手選考基準を含む「国際大会の派遣基準」「日本代表選手の派遣ガイドライン」「強化選手の選考基準」等を策定し、当連盟のウェブサイトにて公表している。 （参考URL） https://www.aerobic.or.jp/competition/athlete/ (2)派遣基準や選考基準に変更や修正があった場合には、選手や指導者等関係者に速やかに周知するとともに、ウェブサイトにて公表している。	48.国際大会及び海外合宿への派遣規程 49.2026年国際大会の派遣基準 50.2027年国際大会の派遣基準 80.選手育成・強化に関する中期的な強化方針と成績目標（2026～2030 年）
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(1)ガバナンスコードの遵守状況をウェブサイトにて公表している。 （参考URL） https://www.aerobic.or.jp/about/	81.令和7年度遵守状況の自己説明、証憑書類
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1)重要な契約については、意思決定の客観性・透明性を確保するため、特に慎重な検証を行っている。 (2)令和5年6月に策定した利益相反ポリシーに基づいて、利益相反を適切に管理している。倫理・コンプライアンス規程及び稟議規程において、利益相反回避義務を定めている。 (3)利益相反ポリシーにおいて、該当となる対象者及び取引の内容を策定している。	28.倫理・コンプライアンス規程 64.利益相反ポリシー 82.稟議規程
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	(1)利益相反ポリシーを策定し、利益相反を適切に管理している。	28.倫理・コンプライアンス規程 64.利益相反ポリシー

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1)当連盟のウェブサイトに通報窓口として「コンプライアンスホットライン/相談窓口」を開設し、関係者に通報制度の内容等を周知している。 （参考URL） https://www.aerobic.or.jp/compliance/ (2)相談・通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。 (3)通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて規程を設け、情報管理を徹底している。 (4)通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 (5)理事に弁護士を選任して、専門的知見を有する者の助言が得られる体制にある。役職員に対しても、通報が正当な行為として評価されるものであるという認識を徹底している。	28.倫理・コンプライアンス規程 60.広報誌「スマイル」108号（アンチ・ドーピング、相談窓口の活用） 83.コンプライアンスホットライン/相談窓口
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	(1)通報制度の運用体制として、弁護士やコンプライアンス等に関する有識者を配置している。	13.専門委員会委員名簿 28.倫理・コンプライアンス規程
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、周知すること	(1)懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続きは「倫理・コンプライアンス規程」に定めている。 (2)懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分内容及び処分に至るまでの手続きをウェブページで公表している。 （参考URL） https://www.aerobic.or.jp/compliance/ (3)処分審査行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞の機会を設けることを規程に定めている。 (4)処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続きの可否、その手続き期限等が記載された書面にて告知することを規程に定めている。	28.倫理・コンプライアンス規程
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	(1)各種処分審査を行う合議体は弁護士を各1名以上配置するとともに、加盟区分に偏りの生じることのないよう、中立性及び専門性の確保に留意している。	13.専門委員会委員名簿 28.倫理・コンプライアンス規程
37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	(1)平成25年より、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決する旨の自動応諾条項として「スポーツ仲裁に関する規程」を整備している。 (2)「スポーツ仲裁に関する規程」において、不服申立ての対象について、当連盟が開催する競技会等の諸事業の他、組織運営に関して行った決定事項である旨を明記している。 (3)日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁に対する不服申し立てには、時間的な制限は設けていない。 (4)「スポーツ仲裁に関する規程」を公表している。 （参考URL）https://www.aerobic.or.jp/download/pdf/sports_arbitration_regulations.pdf	84.スポーツ仲裁に関する規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	(1)スポーツ仲裁を利用して不服申し立てをすることができると規程に定め、公表している。 （参考URL） ・コンプライアンスホットライン／相談窓口　https://www.aerobic.or.jp/compliance/ ・「倫理・コンプライアンス規程」（14条に仲裁申立てについて記載予定） https://www.aerobic.or.jp/compliance/pdf/compliance.pdf?2404 ・「スポーツ仲裁に関する規程」 https://www.aerobic.or.jp/download/pdf/sports_arbitration_regulations.pdf	28.倫理・コンプライアンス規程 84.スポーツ仲裁に関する規程
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1)危機管理体制を構築している。 (2)危機管理マニュアルを策定している。 (3)危機管理マニュアルに、不祥事対応の一連の流れを含んでいる。 (4)危機管理マニュアルに、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含んでいる。 (5)平時から不祥事が発生した場合に備えて、危機管理マニュアルにおいてアクションリスト（初動アクション、公開基準、情報公開レベル、内部・外部向けアクション）等で対応を想定している。	85.危機管理マニュアル 86.災害時の業務フロー、中止基準の内規 87.災害時等の競技会中止に関するガイドライン 88.競技会(イベント等)医療・救護等緊急体制
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	(1)過去4年間、不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。 ただし、平時から不祥事が発生した場合に備えて、危機管理マニュアルにおいてアクションリスト（初動アクション、公開基準、情報公開レベル、内部・外部向けアクション）等で対応を想定している。	85.危機管理マニュアル
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	(1)過去4年間、不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。 ただし、平時から不祥事が発生した場合に備えて、危機管理マニュアルにおいて第三者委員会の設置について想定している。	85.危機管理マニュアル

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	(1)加盟規程を策定して、加盟団体（都道府県連盟）との間の権限関係を明確にしている。 (2)加盟規程を策定して、加盟団体の組織運営や業務執行について適切な指導を行っている。 (3)都道府県連盟や全国ブロック協議会に対し、年度毎に団体調書・実施報告書・決算報告書等の提出を課し、適切な組織運営・業務執行・会計処理等のための助言及び支援を行っている。 (4)全国を10ブロックに区分して各協議会を設立。ブロック会議を定期的に開催して、当連盟と加盟の地方組織（都道府県連盟）との意思疎通を図っている。	4.日本エアロビック連盟事業概要 29.加盟規程
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	(1)加盟団体からの日常的な質疑・照会等への対応の他、加盟団体が主催する会議や研修会への当連盟役員を講師として派遣するなどの支援を行っている。 また、「指導専門委員規程」に講習会や研修会の無料聴講等のサポート制度について定めている。 (2)年に2回、全国ブロック協議会及び都道府県連盟の代表者、あるいは事務局とのオンライン会議を開催し、地方組織等におけるガンバナンスの確保、コンプライアンスの強化に役立つよう、双方向性での情報共有に努めている。 (3)広報誌にコンプライアンス委員会による啓発記事を掲載する他、「コンプライアンス委員会メールマガジン」を発信している。 (4)都道府県連盟を対象に、一般スポーツ団体ガバナンスコードについての研修を行っている。	4.日本エアロビック連盟事業概要 61.スマイル110号（カスハラへの基本方針） 62.スマイル112号（音楽著作権について） 66.都道府県連盟ガバナンスコードの対応について 89.指導専門委員規程 90.コンプライアンス委員会メールマガジン 第5号（SNS利用の注意点）